

首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会 議事概要

1. 検討会の概要

日時：平成20年3月27日（木）10:00～12:00

場所：アーバンネット大手町ビル LEVEL XX I 東京會館 シルバールーム

出席者：大牟田、田近、中林、永松、中村（順）、室崎、山中、中村（晶）、藤原 各委員
内閣府加藤政策統括官、田口官房審議官、篠原参事官、塩本参事官補佐 他

2. 議事概要

首都直下地震の復興対策に関する平成19年度の動向について国、東京都及び兵庫県から報告した後、今後の検討の進め方について議論を行った。

委員の発言の概要は、以下のとおり。

- 首都直下地震の場合、応急対応を行っている期間から復興を果たすまでの各段階で、限られた土地を時間の経過に応じて幾重にも重複して使わないといけない。これは大都市特有の問題だが、土地の絶対的不足ということに対応するために、例えば、時限的土地利用制度といった提案が行われている。
- 復興は、非常に長期間にわたる取り組みを必要とするもので、表面的には見えにくいだが、民間、市民組織レベルでの協働が重要。NPOなどのボランタリーな組織が、復興時にも協働の基盤となる「人とのつながり」や「寄り添う力」を育てるための取り組みを日常から自発的に進めている。このような取り組みを触発するような制度があってもいいのではないか。
- 膨大な被害によって膨大なニーズが発生するということを、前提（与件）とするかどうかという視点が必要。復興を考える上でも、被害をどう少なくするかは重要であり、耐震化とともに、市民による消火のシステム構築など、予防についてもっと真剣な議論があってもいい。
- あるものを有効に使うこと、時間をかけてゆっくりリニューアルすることなど、既存ストックの活用についてももっと検討すべき。
- 民間の活力を活かし、市民自身が自分の力で住宅を再建していくエネルギーを引き出すための戦略を検討すべき。
- 基本法制と個別法制（まちづくり、住宅等）それぞれに、復興に関わる法律を見直し、総合的な法体系を作ることが必要ではないか。
- 都市部では工務店と客との関係が失われていっているので、応急危険度判定結果を見て短絡的に家を解体するようなことが起こりがちになる。そうなることを防ぐための技術的検討も必要。

- 被害軽減のための技術（耐震補強技術）等が、被災後に補修して安全を確保する技術にもつながっている。今、街の中で、そういう技術と人々が急速に減っているが、復興時に備えて、日常から技術を生かすことを考える必要がある。
- 東京は、海外からみれば、再開発の余地がまだ多く残っているらしいが、被災した住宅の跡地を、外資のデベロッパーが買い集めて再開発するようなことも起こり得るだろう。これは計画的な復興という側面からは何らかの規制が必要ということかもしれないが、資金供給という側面からは歓迎されることかもしれない。いずれにしても、グローバルマーケットの中で首都直下地震の復興を考えることも必要。
- この検討会は、まだ起きていないことへの対策を議論する場。事前の防災努力をどうやって誘発するか考えることができる。自治体の事前の防災努力を評価する仕組みや、高齢者対策の備え（例えば、介護保険の地域包括支援センターの活用）、被災者支援のルールをどうするか、これらを住民に対してどう伝えるかを議論すべきではないか。
- 復興過程にも、その前提となる被害にも、いくつものシナリオがある。国としては複数のシナリオを選択してそれに対する対応を検討すべきではないか。
- 災害時に個人情報保護と被災者の支援とのどちらを優先すべきかについて、整理しておく必要がある。
- 耐震補強を推進するために補助金制度なども用意しているが、補強の前提となる調査ですらなかなか進展しない。現状では、一定規模以上の建物であっても安全性を調査して公表するための仕組みもないので、耐震補強へのインセンティブが働きにくい。
- 国の復興体制に関して、首都直下地震の場合は都県をまたがって被災する可能性も高いので、八都県市との関係を考慮する必要がある。
- 国としては、復興の前線にある自治体や被災者の自力再建をいかに支援するかという視点で、復興対策の枠組みを見直し、課題を整理する必要があるだろう。
- 耐震化や不燃化という取り組みは、事後の復興に備えた事前の取り組みと考えることもできる。復興の検討を進めるに当たって、「事前復興の実施」と「事後復興の準備」という枠組みで考えることができるかもしれない。

—— 以上 ——